身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人　湯沢町社会福祉協議会

1　身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

2　身体拘束等の適正化に向けた体制

当法人では、「虐待防止委員会」において身体拘束等適正化に関する協議を行います。

（1） 目的

① 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握および改善についての検討
② 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討および手続き
③ 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
④ 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

（2） 委員会の構成員

① 責任者　虐待防止委員長
② 身体拘束等の適正化を適切に実施するための担当者　各事業所管理者
③ 虐待防止委員会　各事業所担当職員

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

3　職員研修について

職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するものとし、虐待防止および身体拘束等の適正化に関する研修において取り扱います。）

職員採用時（新卒採用時者及び中途採用時）は、身体拘束適正化の為の研修を実施します。

職員研修の実施は、年１回以上行います。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4　身体拘束等が発生した場合の対応方法

各事業所において、利用者本人または他の利用者等の生命・身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行う必要性が生じるものと判断した場合、事業所管理者は速やかに虐待防止委員長に報告します。報告を受けた委員長は速やかに委員会を招集します。

5　身体拘束等の必要性の判断

委員会は、当該身体拘束等の必要性や原因・解決方法を慎重に検討のうえ、身体拘束等の実施を決定するものとします。

（1） 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の３要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行います。

① 切迫性

利用者本人または他利用者等の生命･身体･権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束等が一時性であること。

6　利用者および家族への説明

身体拘束等の実施を決定した場合は、緊急やむを得ない「身体拘束に関する説明書・同意書」（別紙様式第１号）により、利用者および家族に対し、身体拘束等の必要性・方法・時間等について、十分説明のうえ、記名・押印を求めるものとします。

7　身体拘束等の継続

身体拘束等の実施を決定した場合は、当該利用者に対し、継続的に経過観察を行うこととし、緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録（別紙様式第２号）に記録するとともに、身体拘束等の適否について、再検討を行うものとします。

8　身体拘束等の解除

継続的な経過観察の結果を踏まえ、当該利用者に対する身体拘束等を解除する場合は、事業者管理者は虐待防止委員長に対しその旨を報告するものとします。

9　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下の事に取り組みます。

① 利用者主体の行動、尊厳ある日常活動の場に努めます。
② 言葉や対応などで、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種連携でここに応じた丁寧な対応を行います。
④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的・精神的な自由を安易に妨げるような行為は行いません。やむを得ず安全確保を優先する場合はカンファレンス等で検討します。
⑤ 「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の生活・活動をしていただけるように努めます。

10　利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。

＜改正・廃止手続き＞
本指針は、虐待防止委員会及び運営委員会において見直し、必要に応じて改正するものとする。

付則　この指針は、令和６年４月１日より施行する。